

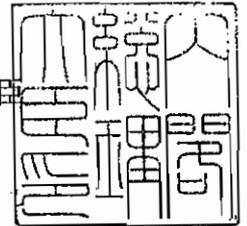


府管第88号

平成19年7月6日

内閣官房長官 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について(依頼)

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）に基づき、平成19年度末までに保存期間が満了することとなる行政文書で、独立行政法人国立公文書館において保存することが適当であると認められるものについて、別紙様式1及び2により本年10月31日までに申し出るよう求めます。

(別紙様式1)

独立行政法人国立公文書館での保存を適当と認める行政文書

行政機関名

番号	行政文書ファイル名	作成者	管理担当 課・係	作成(取得)時期	保存期間	保存期間 満了時期	媒体の 種類	該当条 項	備 考

(注)

- 「番号」欄は、府省等の通し番号とし、府省等の最終的な全申出ファイル数が判明するように記入する。
- 「行政文書ファイル名」欄には、行政文書ファイル管理簿に登載されている行政文書ファイル名を記入する。
- 「該当条項」欄には、官房長等申合せの該当条項の数字を記入する。
なお、該当条項が複数ある場合、該当条項の数字をすべて記入する。
また、該当条項が(3)⑧の場合、備考欄に該当事項を記入する。(略語は次のとおり。「阪神・淡路」、「オウム」、「O157」、「中央省庁」、「情報公開」、「不良債権」、「京都議定書」、「サッカーW杯」)
- 個人に関する情報、法人その他団体に関する情報、国の安全が害されるおそれのある情報で国立公文書館が利用制限を要する情報が含まれる場合、その旨を備考欄に記入する。
- 行政文書ファイル管理簿に登載されていない広報資料については、別紙様式2により記載する。

(別紙様式2)

各府省庁官房長等申合せ1(3)⑤に該当する広報資料(行政文書ファイル管理簿に登載されていないもの)

行政機関名:

番号	広報資料名	内容	種別	作成(取得)時期	作成者	管理担当課・係	備考

(注)

1. 「内容」欄には、広報資料名だけでは内容が容易に分からない場合に、「〇〇施策の紹介」等、内容が分かるように記入する。
2. 「種別」欄には、広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の種別を記入する。
3. 「備考」欄には、広報資料が、官房長等申合せの該当条項(3)⑤に該当する場合に、その該当事項を記入する。
(略語は次のとおり。「阪神・淡路」、「オウム」、「O157」、「中央省庁」、「情報公開」、「不良債権」、「京都議定書」、「サッカーW杯」)